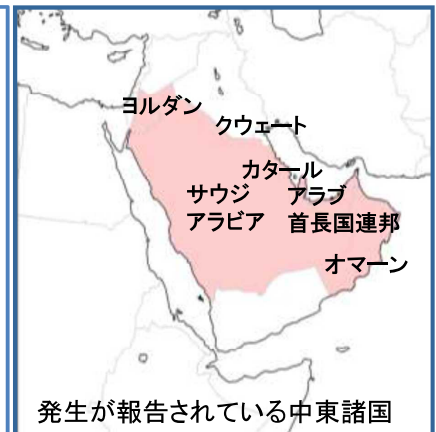


中東呼吸器症候群(MERS)の対応について

(1) 経緯

- 平成24年9月以来、アラビア半島諸国を中心に発生が報告されている重症呼吸器感染症。感染源は現時点では不明（ヒトコブラクダの関与が疑われているが調査中）。
- 報告された診断確定患者数180名（うち78名死亡）【1月28日時点】
- 患者が報告されている主な国：サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールなど（ほか、英国、チュニジア、ドイツ、フランス等で輸入症例等が報告されている）
- 濃厚接触者間での限定的なヒトヒト感染あり



(2) 厚生労働省の対策

- アラビア半島とその周辺諸国からの帰国者で、MERSの症状を示す患者についての情報提供を、地方自治体を通じて医療機関に依頼（平成24年9月及び11月）
- 地方衛生研究所に検査キットを配布し、検査体制を整備（平成25年1月末）
- 検疫所のHPやポスター掲示を通じて、アラビア半島諸国への渡航者や帰国者に対する注意喚起
- WHO等を通じた情報収集、一般国民への情報提供

H26.1.28現在

ブラジルワールドカップ観戦者への黄熱予防接種について

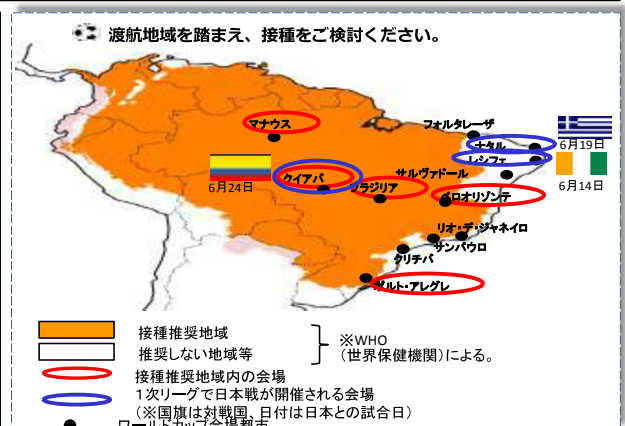
- 本年6月にサッカーワールドカップが開催されるブラジルは、WHOにおいてその大部分が黄熱の接種推奨地域であるため、接種推奨地域への渡航者の感染リスクを低減させるとともに、国内への侵入を防ぐために、あらかじめ黄熱ワクチンの接種を推奨している。
- 厚生労働省において、昨年12月及び本年1月にプレスリリース (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000035471.html> 参照)を行うなど、ワールドカップ観戦でブラジルへ渡航を予定される方に対して、検疫所等で実施している黄熱予防接種を早めを受けて頂くよう呼びかけている。
- 各自治体においても、パスポートセンターやスポーツ振興部局等と連携し、黄熱予防接種に関する周知をお願いしたい。

周知をお願いしたい事項

- ブラジルに渡航する場合、渡航地域によっては、熱帯アフリカと中南米地域の風土病「黄熱」の予防接種をお勧めしています。
 - ・黄熱の予防接種証明書は、接種10日後から10年間有効です。
- 黄熱の予防接種は事前予約制です。早めの予約をお願いします。
 - ・希望者が多い場合は、希望日に接種できないことがあります。特に渡航ピーク時期には混み合う恐れがありますので、早めの予約をお勧めします。
- 余裕を持ったスケジュールでの接種をお願いします。
 - ・複数のワクチンを接種する場合※には、数カ月かかる場合があります。余裕を持って、計画的に接種するようにしてください。
 - ※黄熱ワクチンなどの生ワクチンを接種した場合は、接種後4週間は他のワクチンを接種できません。

「黄熱」について

- 「黄熱」とは、熱帯アフリカと中南米地域の風土病で、蚊を媒介して感染する感染症である。発症すると、発熱、寒気、頭痛、吐き気などの症状を伴い、場合によっては死に至ることもある。
- 世界保健機関（WHO）は、流行地域に行く場合には、あらかじめ予防接種を受けてから渡航することを推奨している。
- 黄熱のワクチンは、全国26カ所の接種機関で接種できる（料金は1万円程度）。病気療養中や妊娠中などは、接種が難しい場合もある。



B型肝炎訴訟の経緯について

○ **平成元年**、集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎に感染したとして、B型肝炎患者ら5名が、**国を提訴**。

→ **平成18年6月**、**最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ**、国側敗訴。

※ 平成12年一審判決では、**国側勝訴**。平成16年高裁判決では、**国側一部敗訴**。

○ 平成20年3月以降、同様の被害を訴える原告が全国で提訴。

○ **平成23年6月28日**に、与野党から一定の理解を得て、国(厚生労働省)と原告・弁護団との間で、「**基本合意書**」を締結。

＜基本合意書の内容＞

- ・ 昭和23年～昭和63年の集団予防接種等を7歳になるまでの間に受けてB型肝炎ウイルスに感染した者等が対象
- ・ 和解金(給付金)は、病態(死亡、肝がん、肝硬変、慢性肝炎等)に応じて、50万円～3,600万円

○ **平成23年7月29日**に、給付金の支給や財源の確保の枠組みを「**B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針**」で閣議決定。

＜財源確保の内容＞

- ・ 全面解決に係る費用：最大約3.2兆円
- ・ 当面(5年程度)で必要な費用1.1兆円について、税制上の措置等で確保。

○ **平成24年1月13日**に、「**特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法**」施行。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者を対象とする給付金(下記2.の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	
ロ 肝硬変(軽度)	2,500万円	
ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。)	1,250万円	
ニ 無症候性持続感染者(への者は除く。)	600万円	
ホ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎		
(i) 現在、慢性肝炎に罹患している者等(※1)	300万円	(※1) 現に慢性肝炎に罹患していないが、治療を受けたことのある者
(ii) 過去、慢性肝炎に罹患した者のうち、(i)以外の者	150万円	
ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円	
- (2) 訴訟手当金: 弁護士費用、検査費用を支給
- (3) 追加給付金: 病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額(ホ及びヘを除く。)との差額を支給
- (4) 定期検査費等(※2): 無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給
- (5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。(※2)母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当
- (6) 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。(※3)母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保する。

5. 見直し規定(附則)

施行後5年を目途に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【公布日】平成23年12月16日 【施行日】平成24年1月13日(一部の規定については、公布の日から施行)

提訴者数及び和解者数の推移

H25.12末まで

